

◎イシガメ科がまとめてワシントン条約の対象に

日本でペットとして売られているカメの中で、2013年6月12日から取引の禁止や、野外で捕まえた個体の輸入が禁止された種があります。これは2013年3月にタイで開催された、ワシントン条約締約国会議CoP16の閉会後90日が過ぎ、会議の結果が効力を生じたためです。

とくに多くの種が対象になったのは、おもに東南アジアに生息するイシガメ科で、59種がまとめて附属書Ⅱ(国際取引に許可が必要)になりました。そのうちモエギハコガメなど15種は商業目的での野生個体の割当(取引許可数)がゼロに決まったので、事実上、野生の個体の国際取引は禁止になりました。ただし日本国内では、附属書Ⅰ(国際取引原則禁止)の種を取引禁止にしているの、附属書Ⅱでは密輸後の国内取引を取り締まることができません。

またクサガメ(*Mauremys reevesii*)とハナガメ(*M. sinensis*)は除外されています。それはすでに取引のための大規模な養殖が行われているからです。そのため取引や繁殖用の親個体を得るための乱獲は減少しています。

一度に多くの同じ科の種が登録された理由は、個体数が激減して希少になりすぎたために商業利用が不可能になった種や、規制が厳しくなったために商業利用出来なくなった種から、別の種へと次々対象を切り替えて取引が行われているからです。現

時点では個体数が多いため、商業利用の水準が低いと考えられている種でさえも、取引の流行によって影響が出る可能性があります。

これらのカメは、寿命が長くて成熟が遅く、生殖期が年1回で、幼体や卵の死亡率が高いという特徴があります^(*)。そのため乱獲されると個体数の回復が難しくなります。アジアのほかの国では、ペットとしてだけでなく食品や伝統薬としても大量に取引されています⁽²⁾。

このほかにも北米原産の淡水カメ、ビルマホシガメなどペットとして人気の高い種の規制が強化されました。

◎野生のスッポンの危機

スッポン科(*Trionychidae*)は、アジア、アフリカ、中東、北アメリカなどほぼ全世界に分布しています。そのなかでもアジアの種は国際取引のための乱獲による危機が高く、今回新たに2種が国際取引原則禁止(附属書Ⅰ)に、8種が国際取引に許可が必要(附属書Ⅱ)になりました。

スッポンはゼラチン状の肉を食用とするために、アジアで養殖業が急成長しました。また伝統薬の材料やペットとしても取引されています。

しかしスッポンは他のカメと同様に、成長が遅くて幼体や卵の死亡率が高く、毎年産む卵が少ない代わりに長く生きて繁殖することで個体数を維持しているの、乱獲に弱い生き物です。

1990年代後半と2000年代初めに、

少なくとも毎年13,000トンの生きたカメが南アジア・東南アジアから東アジアへ輸出されました。その多くは養殖されたスッポンですが、それと同じくらいの量の野生のスッポンも取引されました。その多くは養殖されたものですが、同じくらいの量の野生のアジアのスッポンも取引されました。

乱獲以外にもダム開発や湿地の減少、水質汚濁による生息環境の悪化なども個体数減少の要因です。また密輸は、生きたカメよりも隠すのが容易な加工品に移行しています⁽³⁾。

◎日本のカメと密輸

環境省のレッドリストで日本在来のカメでは、リュウキュウヤマガメやカヤエマセマルハコガメが絶滅危惧Ⅱ類(VU)、ニホンイシガメは準絶滅危惧(NT)、ニホンスッポンは情報不足(DD)とされています⁽⁴⁾。そしてミシシippアカミミガメ(ミドリガメ)も野外で多くみられるようになっていきます⁽⁵⁾。

リュウキュウヤマガメは国の天然記念物なので、捕獲や日本での流通は以前から規制されていました。しかし海外で販売されていたことが明らかになったため、日本政府は締約国会議で国際取引に許可が必要な附属書Ⅱに掲載し、野生個体の商業目的の取引の割当をゼロとする提案をしました。この提案は前述のイシガメ科の提案に含まれるとして、附属書Ⅱに掲載されました。またニホンイシガメも附属書Ⅱになりました。

2012年に税関が輸入を差し止めたワシントン条約対象種のうち、生きたカメは2件で、タイからのインドホシガメ5頭とアメリカからの「カメ(資料の表記のまま)」2頭でした。2008年から2011年まで、カメは「生きているもの」の「輸入差し止めをした主な品目」に上げられていましたが、減少傾向にありました⁽⁶⁾。しかし今年から新たな多くの種が規制対象になったため、差し止めが増える可能性があります。

買い物をするとき地球のことを考える——それが生物多様性を守ることに繋がっています。



(左から) ビルマホシガメ ニホンイシガメ モエギハコガメ Photo by Mitsuko Hirose

(*) Congdon et al. 1993; Ernst and Lovich. 2009; 第25回動物委員会 決議19.2011)

(2) <http://www.cites.org/eng/cop/16/prop/E-CoP16-Prop-32.pdf>

(3) <http://www.cites.org/eng/cop/16/prop/E-CoP16-Prop-38.pdf>

(4) 第4次レッドリスト 2012年8月公表 http://www.biodic.go.jp/rdb/rdb_f.html

(5) クサガメは江戸時代に朝鮮半島・中国から持ち込まれた外来種であるという研究があります。

(6) 税関HP <http://www.customs.go.jp/mizuguiwa/washington/washington.htm>

JWCS 特定非営利活動法人 野生生物保全論研究会

設立：1990年 NPO 法人格取得：2001年

名誉会長：小原秀雄(女子栄養大学名誉教授) 会長：安藤元一(東京農業大学名誉教授) 副会長：小川深(東京学芸大学名誉教授) 森川純(酪農学園大学教授) 理事・事務局長：池本桂子(NPO法人シーズ理事) 理事：鈴木希理恵(事務局) 永石文明(東京農工大学非常勤講師、立教大学兼任講師) 並木美砂子(帝京科学大学教授) 西原智明(WCSコンコ) 古沢広祐(国学院大学教授) 山極壽一(京都大学教授) 監事：磯田厚子(女子栄養大学教授)

〒180-0022
東京都武蔵野市境 1-11-19 モウト APT102
Tel&Fax: 0422-54-4885
E-mail: info@jwcs.org
<http://www.jwcs.org>

[会費・寄付のご送金先]
郵便振替 00160-9-715145
加入者名 野生生物保全論研究会
正会員年間 5000円

表紙:マーゲイ

JWCS通信 2013年通巻 69号

2013年7月発行

発行人 = 安藤元一

編集 = 鈴木希理恵

表紙 = 土肥優子

